

〔紹介〕

キヤス・R・サンスティン著

『なぜ社会は反対意見を必要とするのか』(二・完)

(Cass R. Sunstein, *Why Societies Need Dissent*, HUP, Cambridge, 2003)

孝 忠 延 夫
小 林 直 三
奈 須 祐 治
大 江 一 平
辻 雄 一 郎

目 次

- 一・著者(キヤス・R・サンスティン)紹介
二・『なぜ社会は反対意見を必要とするのか』
序 章 同調および反対意見
第一章 他者の行動の模倣
第二章 法の遵守(と非遵守)
第三章 群れで行動すること
第四章 隣人たちは何を考えているのか(以上、五四巻六号)
第五章 言論の自由
第六章 なぜ集団は極端な傾向に走るのか
第七章 制憲者の偉大な貢献
第八章 裁判官も同調主義者なのか
第九章 高等教育におけるアフアーマティヴ・アクション
終 章 なぜ反対意見なのか(以上、本号)

キヤス・R・サンスティン著『なぜ社会は反対意見を必要とするのか』(二・完) 二六三(二六三)

第五章 言論の自由

言論の自由は、無分別なカスケードに対する主要な予防手段を提供する。言論の自由は、政府が同調を命じたり、自らと市民全体を、不愉快な、自分の望まない、そしてさらには不快でさえある意見から遮断したりすることによって、反対意見のための空間を開放する。表現の自由の体系が存在することによって、集団と社会がある方向に動くとき、それらが良い理由でその方向に動いている可能性が高くなる。

もし我々が同調とカスケードの危険に敏感になれば、政府による正統なるものの押し付けを禁じることによって、個人的な目的ばかりでなく、社会的な目的までもが保護されるということを経験し得るであろう。言論の自由の原理によって、政府は、人々が広く保持された意見を公然と拒絶したということを経験し得るであろう。同時に、表現の自由はある国のリーダーたちとその市民たちとの間の溝を少なくする。そして、それによって後者による前者の監視を促す。

言論の自由の原理によって政府は自らの反対する言論を「抑圧する」ことを禁じられる。憲法レヴェルの問題は、政府が、自らが統制しようと努める言論を抑制するだけの正当かつ十分に説得的な理由を持っているか否かである。自由な社会においては、政府は、言論が危険な、あるいは有害なものであると判明する危険を指摘することによって、規制を擁護できない。重大な危険ですら言論抑圧を正当化するのに不十分である。もし政府が、自らが恐れる言論を抑制しようとするならば、言論が切迫した違法な行為を引き起こす可能性が高く、かつそれを引き起こすように意図されているということを示さなければならぬ。

言論の自由を享受する権利はその核心において、政治的な不一致と反対意見を保護するようにデザインされている。かくしてそれは、民主的な自己統治の基礎を提供する。反対者の保護は、個々の話者のみを保護するように意図されているのではなく、反対意見を述べる者の勇気や無鉄砲さから利益を受ける無数の人々をも保護するように意図されている。

(1) 見解差別の禁止

反対意見の重要性を理解すれば、我々は現代の言論の自由法理の「核」となっているもの、すなわち政府が見解を差別することの禁止をよりよく理解できる。この禁止の意味を理解するために、三つの異なった種類の言論規制を考えてもらいたい。

- ① 何人も公道で「大きい、耳障りな音」を発する宣伝カー、その他の道具を用いてはならない。
- ② 何人も地下鉄で政治的広告を掲げてはならない。
- ③ 何人もアメリカ政府の反テロ政策を批判してはならない。

最初の規制は内容中立的なもの、すなわち規制が規制対象の言論の内容に依存していないものである。第二の規制は、法が適用されるかどうかを知るために、我々は言論の内容について知る必要があるという意味で、内容に基づくものである。しかしながら、第二の規制は、法の適用が話者の見解に依存しないという意味で、見解中立的であるということに注意してもらいたい。第二の規制は、話者の見解に完全に依存して適用がなされる第三のものと際立ったコントラストを示している。第三の規制の下では、反テロ政策を承認する人々は望むように語ることができ、それに反対する者だけが処罰されるのである。

アメリカの言論の自由の法理はこれらの異なった種類の規制をはっきりと区別する。裁判所は内容中立的規制を最も寛大に扱う。内容中立的規制はバラランシング・テストで審査される。内容に基づく規制は強い嫌悪の対象になる。連邦最高裁は、このような規制は政府が反対する言論を止めるという容認できない動機に依存しているのではないかと疑う。しかし、少なくとも連邦最高裁は、そのような規制が正当な利益を支えており、しかも表現の自由の体系とあまり衝突することなしにそのような利益を支えているのであるという政府側の主張に進んで耳を貸そうとする。それに対して、見解に基づく規制は常に無効である。政府が好ましい見解と好ましくない見解との間で線を引くことは許されない。

言論の自由の法理はとりわけ政府が特定見解をひいきに扱うこと、あるいは不利に扱うことを禁じることに関心を払っている。その事実は私の基本的な関心と強く関わっている。もし社会が情報開示と反対意見から利益を受けるならば、そして、もし情報と

名声の圧力が人々を沈黙させるならば、決して法の力が不人気な見解を抑制するために使われないようにしておくのが妥当である。

(2) パブリック・フォーラムという概念

アメリカにおいて、連邦最高裁は、道路や公園は表現活動のために公衆に対して開かれていなければならないと判示してきた。政府は言論が公道や公園で自由に飛び交うことを許す義務を持っている。

パブリック・フォーラムの法理の独特な特徴は、ある種の、場所と人の双方に話者が近づく権利を生み出すことである。公道はほとんどの潜在的な抵抗的の近くにあるので、市民はある意味で、自らの声を届けようとする相手に近づく権利を持っているのである。

パブリック・フォーラムの法理の、それと同じくらい独特な特徴は、それが政府によって課された言論へのペナルティーを避ける権利を生み出すだけでなく、それがまた政府による言論助成を確保することもあるということである。疑いなく、市民は税金によって、表現活動を支持するように求められる。実際、納税者は道路や公園を維持し、きれいにし、また平穏かつ秩序立った抵抗を行なう権利を保障するためのかなりのコストを支払う。注目すべきことに、パブリック・フォーラムの法理は、言論の自由を享受する権利が話者に対する公的助成を要求する唯一の法領域である。

(3) 同調、反対意見、そして公的領域

パブリック・フォーラムの法理は三つの目的を促進する。最初の二つは話者に関わる。第三のものは聞き手に関わる。それらすべてが、反対意見のための空間を確保すること、そして反対意見を述べる人が通常であれば盲目的同調者となったり正当化されないカスケードに陥ったりするかもしれない人々と向き合える可能性を高めることと関わっている。

第一に、パブリック・フォーラムの法理は、確実に、反対意見を述べる人が広範囲にわたる人々に近づくことができるようにす

る。第二に、パブリック・フォーラムの法理によって、話者は異質な人々に対してばかりでなく、自らの意思を伝えたい相手、あるいは不平を述べたい相手である、特定の人々や特定の機関に対しても容易に近づくことができる。第三に、パブリック・フォーラムの法理は、人々が様々な人々や観点にさらされる可能性を高める。

私は、パブリック・フォーラムの法理が正当化しえぬ同調や悪しきカスケードの危険を減ずるのを助けるということを強調しているのである。少なくとも、もし人々が性に合わない見解から自らを隔離するとき、それらの危険がいかに増大するかを我々がじっくり考えてみれば、このことは真実であると分かる。パブリック・フォーラムがうまく機能しているとき、パブリック・フォーラムは隠されていたものや人々が知る必要のあるものが公開される可能性を高めるのである。

(4) 言論の自由の将来

二〇世紀は日刊紙、週刊ニュース雑誌等のような偉大なる「一般的関心の媒介物 (general interest intermediaries)」の出現を目にした。これらの私的な制度・機関は良かれ悪しかれ伝統的なパブリック・フォーラムの機能の一部に資するようになった。反対意見を述べる人は多様な大衆に声を届けることができるが、それは彼／彼女らがそれ自体多様な人々に役立つ情報源に近づくことができるからである。

社会におけるカスケードは、しばしば大きな新聞社や週刊誌が強調すべく選ぶもののゆえに生じる。その点は特に、恐怖の上に打ち立てられたカスケードの場合にあてはまる。そして悪しきカスケードが打ち砕かれたとき、それはしばしばそのメディアが同じ場所でその正体を暴くためである。

インターネットはここでとりわけ重要である。入手可能な情報源を劇的に増やすことによって、それは多くの結果をもたらしている。情報は即座に無数の人々を捕らえうる。非常に多くの情報源が入手可能なので、ユーザーは一般的関心の媒介物の濾過効果 (filtering effects) から解放されうる。インターネットは入手可能な意見と事実の数を増し、好奇心の強い人々が容易に反対意見

を見出すことを可能にさせる。悪しきカスケードはすばやく打ち砕かれうる。

不幸にも、インターネットがカスケードを生み出すことを甚だしく容易にするという面もある。ボタン一押しで、何千人もの人々が真実ではないことを知らされうる。その情報は非常に容易に、何千、さらには何百万人もの人々に広げられうる。

うまく機能する言論の自由のシステムの存否は、表現抑圧からの自由ばかりでなく、広範囲にわたる見解が聞かれることを確保する私的・公的な制度・機関にも依存する。もし反対の見解を聞くことができ、人々がそのような見解を実際に聞いた後で初めてそれを拒絶するならば、事態ははるかに良くなる可能性が高い。うまく設計された市場メカニズムは情報の開示を確保するのに役立つ。自由な社会は高度な受容力に依存する。そのような高度な受容力がある場合、多くの観点を聞くことができ、反対意見と不一致は排除されないのである。

(5) アンデルセンの非現実的樂觀主義

王様の新しい服の物語は非常に樂觀主義的である。アンデルセンの物語では、単なる一人の子どもから得られる一つの真実の言明が虚偽を打ち消すのに十分なものとなっている。たいていの場合、このようなことは非現実的である。実世界では、広範囲に広がった虚偽はそう簡単に打ち消されない。誤りは事実についても価値についても存続する。実際の熟議の世界では、反対意見を述べる無力な人は公平に耳を傾けてもらうまでに一連の障害に直面する。

言論の自由を重要視する法制度は政府が反対意見を述べる人々を沈黙させることを禁じる。それは並々ならぬ成果であるが、ほとんど十分なものとは言えない。我々が確認してきたように、人々はしばしば法があるがゆえにはなく、大衆に従うがゆえに沈黙する。我々はさらに、人々がたとえ語るとしてもしばしば耳を傾けられない、ということをつけ加えることができる。いずれの場合でも、とりわけ大衆が必要としているかもしれない情報を奪われるがゆえに、社会的損失の危険は現実的なものである。うまく機能する民主主義は単なる言論の自由の法的保護ではなく、言論の自由の文化を持っている。

しかし、最も自由な社会でさえも、開かれた意見交換を阻む現実的な障害に直面する。その障害の存在は、アンデルセンの物語の楽観主義を疑う十分な理由を我々に与えてくれる。では、次章でその障害に目を向けてみよう。

(奈須 祐治)

第六章 なぜ集団は極端な傾向に走るのか

(1) 集団の行なうもの

集団分極化とカスケード効果には緊密な関係がある。両方とも、情報による影響や名声による影響の産物である。両者の重要な相違は、集団分極化は熟議の効果と関連し、カスケードは関連しない。集団分極化は、しばしばカスケード類似のプロセスと必ずしも関連するというわけではない。

(2) 陪審員と裁判官

熟議の結果、重い制裁の方に傾斜している陪審は厳しいシフトを、軽い制裁の方に傾斜している陪審は穏当なシフトを生み出す。例えば、陪審は欠陥のあるヨットで溺れかけた人に関する事例において強く憤激するが、エスカレーターが突然止まって、ころんで負傷した買い物客に関する事例には、それほど憂慮しなかった。

共和党系の裁判官は、全員が共和党系の合議体だと保守的な方向に賛成しやすい。イデオロギーは、裁判官が類似の考えを持った裁判官と合議するとき、増幅される。もし異なる偏好を持った他の裁判官に出会わなければ、裁判官は分極化する傾向を持っている。

(3) 憤激とテロリズム

憤激の程度の高い人々は、集団における討議の結果、一層憤激する。最初の憤激の程度が高いほど、集団内部の熟議の結果生じるシフトもそれだけ大きくなる。テロリストのリーダーは同質的傾向を持つ人々のエンクロープを作り出す。彼らは反対意見を窒息させ、内部の不一致を寛大に扱わない。彼らは集団の承認、不承認のインセンティブを利用することによって利用可能な情報のプールを制限し、名声による効果を最大限利用する。テロリストたちは社会的なプロセスを経てつくられる。もしある民族がテロリストの活動を防ぐ意図を持つ場合、優れた戦略とは、同じ考えを持った人々のエンクロープの台頭を防ぐことである。

(4) 集団内における隠された態度と自己沈黙

少数者の立場にいる者がしばしば沈黙するか、さもなければ集団の熟議において、不釣り合いに小さい結果として、集団内で共有されない重要な情報、すなわち隠された態度が生じる。集団の構成員は情報を持っているけれど、そのことを議論しない。その結果、あまり優れた判断を下さない。

集団分極化はコンドルセの定理と緊張関係に立つものではない。コンドルセの定理では、正誤二つのありうる解答の存在するありふれた問題に人々が解答し、その各自の回答者の正答率が五〇%を超える場合を想定する。集団の多数派の正答率は、集団の規模が増大するにつれて、より高くなる。もし多数派ルールが用いられ、そして各人が間違っていない場合、個人よりも集団の方が優れて物事を行ない、小さな集団よりも大きな集団の方が優れて物事を行なうことを、この定理は論証する。

集団分極化の研究は、コンドルセの定理とどのように調和しうるだろうか。一つの可能性として、集団においてそれぞれの構成員の正答率が五〇%以下の場合、コンドルセの定理は当てはまらない。もっとも基本的な点は集団分極化の生じた場合、個人が自分自身で判断を行なわないということである。それぞれの個人は他者と話し、他者の判断に影響を受ける。相互依存した判断が行なわれる場合、間違っている者が存在している場合、コンドルセの定理は明確な予想を与えない。そのような状況下では、集団が

個人よりも優れているだろうと決して言えない。

(5) なぜ集団分極化なのか？ いくつかの例証

なぜ、同じ考えを持った人々が極端な立場に移行するのか。

情報 一つの方向に一定の傾向を持った集団における議論のプールは、その方向へ必然的に歪められる。限られた議論のプールを理解すると、隠された情報の問題と集団熟議の間に共有される情報の重要性を理解できる。ある集団に一つの情報を持つ人が多くなればなるほど、話題にのぼる可能性も高くなる。衝突する情報を持つ人々が少なくなればなるほど、話題にのぼることも少なくなる。

確信 人は、他の人々が自分の見解を共有してくれる場合、自分は正しいと確信を抱くようになる。この移行は、それぞれの参加者の目には見えない。他者が「本当に」ためらうことなく自分の見解を持っているように見えるだけである。

社会比較 人々は、自分の集団にいる他の構成員が考えるのを見て、見解を動かす。人々は、集団から拒絶されることを恐れ、全体から承認されることを望み、共有された見解や情報を強調し、見慣れない見解や新しい証拠を重要視しない。

カスケードと分極化 分極化する集団は民間部門のみならず、政府における集団も含んでいる。ホワイトハウスや上院にいる人々は、内部の反対者の文化を奨励しない限り、このプロセスの犠牲者になりやすい。

(6) 歪曲した議論

陪審に金銭に関する評決のため共同して熟議するよう求めた場合、集団分極化が予想するように、低い評決額の子想は熟議後、低下するとは限らなかった。より高額な評決額を求める者は、無意識的に誇張による強み (rhetorical advantage) によって、低い額を求める者より優勢になるためである。誇張による強みは集団の規範と関係している。そして、規範は時・場所が変わる。社

会規範と名声効果は密接に関係している。立法者や司法部内における多くの動きも誇張による強みによって影響を受けている。誇張による強みが有害かどうかを抽象的に答えるのは難しい。重要なことは、そうした強みが存在していることである。

(7) 感情

憤激、憤激と関連する強い感情が集団力学から生じるのは確かなことであるが、我々は感情と認知の違いにも注意しなければならぬ。この文脈では、感情は普通、信念から生じる。恐怖のように、認知から簡単に分けられる感情もあり、恐怖が広がると、信念だけが関連していると簡単に言うことはできない。しかし、多くの場合、恐怖ですら、情報や信念の所産である。情報効果や名声効果を強調することで、感情を軽視するのではない。強い感情は、しばしば情報の影響や社会的影響によって生じていると主張するのである。

(8) 一層、極端な立場、極端な立場の減少

集団分極化は社会上に常にあるものではなく、集団の構成員や彼らの状況如何で消滅することすらある。

先行する極端な立場 人々は極端な立場からスタートし、そして同じ考えを持った人たちの中にいた場合、当初の傾向の方向に特にさらに動きやすい。

団結感と愛情の結びつき もし集団の構成員が、あるアイデンティティと高い団結感を共有している場合、分極化は強くなり、反対者の意気は下がる。多様な主張の数を減少し、選択に関する社会比較を増加する。共通の運命や集団内の類似性は、集団外のライバルが登場するにつれ、分極化を増加させる。

出口 時間を経ると穏当な意見を持つ人は、当面の問題の進展を拒み、集団を去るため、集団分極化は強化される。出口がどこにでもある場合、極端な立場へのシフトは大きく悪化する。出口を困難にすることで、集団の縮小を防ぎ、極端な立場への動きを

規律できる。他方、出口の困難さが強い社会的圧力と結びつくと、構成員は集団の優れた意思に依存し、反対者を減らすかもしれない。

問題に精通した構成員と事実 集団内の幾人かの人々が、事実に関する問題について正しい解答を知っていると確信している場合、集団は、正確な方にシフトする。著名な研究は、正しい解答を知っている人が存在する事実問題ですら、多数派の圧力が力強いということを証明している。真実を知っている構成員がいる場合ですら、集団は過ちを犯すとはいえ、真実を知っているものはカスケードを弱める。

同等に反対するサブ集団 関連する集団が二つの極端な立場から等しく集まった個人から構成される場合は分極化しにくい。個人的嗜好、長らく議論されてきた争点も分極化は生じにくい。理由は、主張が万人になじみのあるものであり、議論から新しい主張が生み出されないためである。

(9) 集団の遂行、多様性、衝突

カーレン・ジーン (Karen Jehn) によると、集団において人々が個人的紛争に時間を費やした場合、集団の遂行能力は低下する。しかし、根底にある課題が複雑で一定の創造性を要求される場合、課題遂行についての反対者の見解や適度な紛争が優れた結果を導く。多様性が多くの次元で機能する。価値という多様性や情報という多様性の場合もある。一定の課題を効果的に遂行するため、情報の多様性は決定的な変数である。多様性にも多くの種類が在るように、多くの種類の紛争がある。重要な問題は、どの多様性、こういった種類の紛争が集団の遂行能力に有用であるかということである。人々が開かれた議論を認め、課題の実質についての紛争を育てる場合、集団の遂行能力は高い。新しい見解は、集団内部の見解の交換からしばしば生じる。可能な限り多くの紛争があれば良いと言うのではない。個人的紛争、プロセスに関する紛争では、集団において情報が共有されない。基本的価値についての多様性は、非生産的な紛争を生む。私は、ジーンの見解にさらにひとつの条件を加える。価値の多様性は情報の多様性と

分離することは単純ではないし、結果の有効性は一般的な目標が何であるべきかについての熟議に左右される。

(10) ポリテイカル・コレクトネスについてのノート

ポリテイカル・コレクトネスの思想は、大学が、競合する見解に制裁を加え、ある種の左翼系の正統性を学生に押し付けるものである。ポリテイカル・コレクトネスはいくつかの大学キャンパスで、左翼系の見解の固執という圧力の形をとり、ひとつの現象として続いてきたし、続いている。このプロセスの結果、キャンパスでの討論で反対者の見解は減少する。この種のプロセスがキャンパスで生じる場合、優れた学問にとっては破壊的である。ポリテイカル・コレクトネスを過去数十年の左翼系大学に限られたものであると考えるべきではない。様々な場所で、ポリテイカル・コレクトネスは発生し、様々な種類の憤激を増大させる。ポリテイカル・コレクトネスは様々な形を持っている。

(11) 集団思考と集団分極化

アーヴィング・ジャニス (Irving Janis) の展開した集団思考という考えによると、欠陥のある意思決定を引き起こす幾つかの理由がある。その中でもっとも重要なのが、結合性である。この性質を欠く集団は、外部専門家の助言や重要な評価を受ける機会を逸してしまう。集団思考の救済策は、情報処理に絶えず警戒を怠らないことである。指導者は反対や疑念をより優先して批判的評価を奨励すべきである。見解の多様性を促進するため、独立した政策立案・評価集団が異なった指導者を持ち、同じ問題に取り組むべきである。目の前にある問題と直接的に関わらない外部の専門家は、支配的定説を疑うことを奨励されるべきである。ジャニスは集団が失敗をもっとも起こしやすい場合について一連の点を一般化した。ジャニスの一般化は、示唆に富み、有用ではあるが、集団のどういった特性が失敗や破局を起こすのかについて明確な説明は無い。しかし、ジャニスの基本点は正しい。失敗をどのように防ぐべきであろうか。明確な答えは、隠された情報を明らかにし、反対意見を奨励し、別の選択肢を生み出す制度に存在

している。アメリカ憲法の制憲者たちは、次に見るように、この点を明快に理解している。

(辻 雄一郎)

第七章 制憲者の偉大な貢献

本章では、統治機構における多様な見解を確保する制度についての、アメリカの制憲者たちの大いなる貢献を指摘する。

建国期においては共和主義的制度の性質、特にモンテスキューの遺産をめぐって大きな議論がなされた。憲法案に反対した反フェデラリストは、制憲者たちが強力な中央政府の創出を試みていると批判した。また、反フェデラリストの多くが、共和政体が同質傾向を持つ人々の同質的な領域においてのみ繁栄し得ると強く主張した。

しかし、アメリカ憲法の提唱者は、多様性と絶え間ない意見の衝突を歓迎した。アレクサンダー・ハミルトンは、意見の差異、すなわち、統治機構の立法部における党派の争いが、熟議と慎重さを促進し、多数派の行き過ぎを抑制するのに役立つと主張した。同調、カスケード、および集団分極化による危険に特に留意しつつ、こうした点に照らして、アメリカ憲法のいくつかの側面を検討する。

(1) 反対、戦争、そして破局

第二次世界大戦中のルーズヴェルト政権の高官であったルーサー・グーリックは、枢軸国に対する連合国の優位性が民主主義を自ら体にあるとし、特に、民主主義だけが許容する内省と批判を強調した。

グーリックの主張は、過去五十年間の社会科学における最も衝撃的な発見のひとつによって強化される。つまり、世界史の中で、民主的選挙と自由なプレスを持つ社会が飢餓を経験したことはなかったということである。

アマルティア・センは、飢餓が単なる食糧不足だけでなく、食糧不足に対する社会的対応の産物でもあることを示してきた。国

家が大飢饉を防ぐことを決断するならば、最低限の資源さえ保有するならば、大飢饉は発生しないだろう。権威主義的政府は、多くの人々が死ぬのを防ぐための意思や情報を欠いているかもしれない。しかし、民主的な政府は、人々やプレスによって監視されており、この破局を防ぐすべての合理的手段をとる可能性が高い。多様性、公開性、そして反対意見は深刻な問題が表明されやすいようにする。

(2) 憲法的議論と共和主義の様式

アメリカ憲法は熟議民主主義の創出を試みている。熟議民主主義において、公権力の行使は正当な理由に基づかなければならない。制憲者の最も偉大な革新は、熟議の強調ではなく、均質性についての彼らの懐疑、不一致と多様性に対する彼らの熱意、そして、その多様性を調和・構築する彼らの努力にあった。

また、制憲時に共和主義的制度を論じる際に、代表に対する「命令委任の権利 (right to instruct)」を権利章典によって保障すべきか否かという問題も提起された。代表は彼らの支持者が望むとおりに行動すべきではないのか。しかし、政治的利益が地理的に密接に結びついている時代においては問題が多い。特定地域の市民は、カスケード効果や集団分極化による彼ら自身の狭量さの結果として、擁護できない立場に至る可能性が高い。

この点に照らして、我々は、公選公務員が市民の選好をフィルタリングするという共和主義的制度を選択した制憲者たちの判断を評価し得るのである。

(3) 憲法上の制度設計

アメリカ憲法の制度は、同調、カスケード効果、そして分極化に対して憂慮を示す。最も明白な事例は二院制である。二院制議会概念は、一院制議会が短期的情動や集団分極化によって打ち負かされる状況に対する防御手段として設計された。

大統領への立法の提示の任務は、立法院内でのカスケード効果に対する防御手段となる。大統領拒否権は、拙速な、あるいは誤った立法の危険を減らすことで、二院制を補充する。大統領が自分で法を作ることができず、正当化のために議会に依拠しなければならぬという事実そのものが、執行府内の集団分極化の潜在的に破滅的な効果を決定的に防ぐことになる。そして、法が、立法院と執行府の同意なしには市民に対して適用され得ないので、当該制度は抑圧に対する防御手段を規定する。

連邦制は多様性の原動力であり、州がお互いに抑制を行なうことを可能にする。このプロセスの特に重要な点は、個々の市民の離脱権を含むことである。ある州がその市民を抑圧するならば、彼らは離脱の自由を持つ。まさしくそのような自由が、抑圧的な立法に対する防御手段となる。

制憲者は、抑制と均衡の制度を規定することで、州と連邦政府がお互いを統制すると考えた。もし州が理由なく、あるいは不当に行動するならば、連邦政府はそれに対応する法的な権威を持つのは当然のことである。もし連邦政府が不当に行動するならば、州は抵抗し、そして、おそらくは何らかの矯正手段もまた同様に提供する立場にある。たとえば、もし、連邦政府が環境の保護、あるいは貧しい人々の最低限度の生活の保障をほとんど行なわないならば、州はその部分を補充するのである。

また、司法権についても、『ザ・フェデラリスト』第七八編（ハミルトン）は、裁判官の独立が、違憲審査のみならず、不当な立法を抑制するのに大きな役割を果たすことを指摘している。

(4) 結社の自由とプライバシー権

憲法による言論の自由の明確な保障と結社の自由の黙示の保障は、多様性と反対意見の余地を保障するのに役立つ。

集団分極化の理解によれば、結社の自由は、とりわけ同質傾向を持つ人々が社会的相互作用の法則によって正当化し得ない極端な方向に至るので、重大な危険を招く。当初の見解の小さな差異は社会的相互作用を通じて拡大し、非常に大きなものになってしまう。

しかし、おそらくこのプロセスには大きな利点もある。もし社会が非常に多くの集団を持つならば、それ自体の熟議に関する内的プロセス、非常に多くのアイデア、そして観点を持つそれぞれの集団が生まれるはずである。同時に、結社の自由は、人々がしばしば自分の情報、選好、そして価値観を公開することを失敗させる情報と名声の影響を打ち消すのに役立つ。共同体の幅広い多様性を許容し、全く異なった種類の圧力を課すことで、結社の自由は、重要な情報が公開される可能性を高める。ただし、欠点もある。断片化された制度は同時に、相互の不信、誤解、そして憎悪さえも高めてしまう。

プライバシーの権利それ自体は、それを人々が名声の圧力を逃れることを許容する努力とみなすならば、特筆すべきものとなり得る。プライバシー権は、他者の見解によって課された圧力を減少あるいは除去するために機能する。私が主張したいのは、プライバシー権が人々を同調から切り離すのに役立つということである。

(5) 隔離された集団内での熟議と抑圧された声

低い地位にある集団の構成員はしばしば多様な集まり (body) の中で沈黙し、そのような集まりにおける熟議は高い地位にある構成員によって支配されがちである。そこで、マイノリティ集団の構成員、あるいは政治的に弱い集団が自ら問題点を議論し得る余地を認めることが不可欠となる。かかる余地は民主主義にとって重要である。

私は数年前北京で、約四〇人の高等教育を受けた男女の集団に、性的平等とフェミニズムについて講義を行なったのだが、男性だけが発言し、女性は誰も発言しなかった。しかし、私的な議論において、女性はフェミニスト的な思考に強く傾倒していた。

こうした話は中国だけに限定されるわけではない。アメリカ、カナダ、そしてヨーロッパのいくつかの地域では、社会的圧力が女性の発言をためらわせる。同様のことはアフリカ系アメリカ人や宗教保守派を含む、一定条件下の多くの他の集団の構成員にも当てはまる。そのような沈黙は集団構成員や公的領域にとっても概して深刻な害悪を与える。つまり、沈黙は社会が必要とする情報を奪うということである。

それゆえ、隔離された集団での熟議 (enclave deliberation) が特に重要となる。それは、そうしなければ一般的な議論では目立たない、あるいは押さえ込まれてしまう立場の発展を促進するのである。多くの社会運動はこうしたルートを通じて可能となる。市民権運動、レーガニズム、障害者運動、州権の主張、宗教原理主義、環境保護運動、銃規制と銃規制への反対はその典型例である。

しかし、隔離された集団内での熟議は社会的安定性を危険に晒す場合がある。ナチズム、憎悪集団、テロリスト細胞、そして様々な種類のカルトがその例である。隔離された集団内での熟議は、その構成員が実際に他者とのコンタクトをとることがなければ、変革をもたらす可能性はほとんどない。民主的な社会における最善のアプローチは、いかなるそのような隔離された集団も競合する見解から断絶されないこと、そして、隔離された集団の構成員が彼らと意見を異にする人々と意見交換を行なうことを保障することである。

(6) 集団代表に関する若干の考察

不利な立場にある集団を代表させるには、比例代表の概念が有用となるかもしれない。いかなる種類の比例代表制度を支持するかは、多くの要素に依拠する。しかし、もしそれらの要素が説得的であれば、比例代表制度の支持者は、多様な範囲の見解にさらされることを保障するという目標を強調すべきである。集団代表は、同質傾向を持つ人々の間での熟議による分極化の危険とカスケード効果に対する感受性を相殺するのに役立つかもしれない。同時に、集団代表は、隔離された集団の代表が幅広い議論に従うことを保障することで、より小さな隔離された集団において孤立した人々から生じる危険を減らすのにも役立つかもしれない。

代表が、何らかの特定集団の構成員であるか否かにかかわらず、多くの集団の構成員を含む支持者に選挙上の責任を負うかどうか重要である。無論、白人はアフリカ系アメリカ人の利益を代表し得る。健常者は身障者の利益を代表し得る。しかし、これでは不十分である。集団代表のポイントは、ある集団が他の集団の発言に耳を傾け、そして、隔離された集団にいる人々が非常に異

なった見解を持つ人々に話しかけることを可能にするプロセスを促進する点にある。少なくとも一定の文脈において、比例代表制度には真摯な検討の価値がある。

(7) 熟議型世論調査との対比

ジェームズ・フィシュキンは、単なる世論調査ではなく、人々が十分な情報に基づく真摯な議論を行なった後に、当初の選好がどのように変化したのかを測定する熟議型世論調査 (deliberative poll) を提案・実践してきた。しかし、彼は分極化に向かう体系的な傾向を見出してはいない。

熟議が当初の選好を変化させず、いっそう強める場合もある。しかし、いくつかの要因が集団分極化の経験と熟議型世論調査を区別するように思われる。まず、フィシュキンの熟議参加者は集団としては投票しない。構成員が集団の決定に賛同することを要求されないので、分極化が減少する可能性が高い。第二に、参加者は開かれた議論を保障する司会者によって監督される。第三に、そして最も重要なことだが、参加者には、議論の前提となる資料が配布された。

集団分極化は、制度的アレンジメントにおける一見小さな変更によって、高められ、減少し、そして除去さえされ得る。隔離された集団内での熟議に関する最も重要な教訓は最も一般的なものである。つまり、隔離された集団の構成員を反対意見から孤立させることなく、そして、隔離された集団に属さない部外者を当該集団の見解から孤立させることがないようにするのが望ましい。

(大江 一平)

第八章 裁判官も同調主義者なのか

裁判官は同調効果に従うのか。彼らにはカスケードを生じ得るか。同じ考えの傾向を持つ裁判官は極端に向かうのか。異議の効果とは何か。

(1) 根拠——一般論

三人の合議体における司法的行動に関しては、次の三つの仮説が合理的だろう。

- ① 裁判官が共和党の大統領によって任命されたか、民主党の大統領によって任命されたかが、重要である。
- ② 異なる政党出身の二人の裁判官と合議する場合、裁判官のイデオロギー的傾向は、縮減されるだろう。
- ③ 同じ政党出身の二人の裁判官と合議する場合、裁判官のイデオロギー的傾向は増幅するだろう。

(2) 多くの数字

アフアーマティヴ・アクションについての事柄から始めよう。人種的マイノリティの構成員を優遇するプログラムへの憲法的障
碍がしばしば存在する。一九八〇年から二〇〇二年を通じて、共和党系の裁判官は、総計二六七の判断のうち一四〇、即ち五二%
を優先的取り扱いの無効のために投じた。民主党系の裁判官は、一九八の判断のうち五一、即ち二六%を無効のために投じた。こ
こにはイデオロギー的判断の顕著な証左が当てはまる。民主党系の裁判官が二人の共和党系の裁判官と合議するとき、又は共和
系の裁判官が二人の民主党系の裁判官と合議するとき、これらのパターンに何が生じるのか。その答えは、孤立した民主党系の裁
判官、つまり共和党系の裁判官たちだけと合議した者が、その時期にアフアーマティヴ・アクションを無効にする三九%の判断を
したというものである——それは孤立した共和党系の裁判官の三五%よりも高いのである。言い換えれば、二人の民主党系の裁判
官と合議した共和党系の裁判官は、二人の共和党系の裁判官と合議した民主党系の裁判官よりもアフアーマティヴ・アクションを
支持する可能性が高い。

イデオロギー的増強の強力な証左もある。全員が共和党系の裁判官であるとき、個々の裁判官はアフアーマティヴ・アクシ
ョ
ン計画の六三%を無効にする判断を下したが、共和党系の裁判官が、二対一の多数派であるときには五一%にすぎなかった。全員
が民主党系の裁判官の合議体においては、その時期に個々の民主党系の裁判官がアフアーマティヴ・アクションを無効にしたのは

一八%にすぎない。そのことは、共和党系の裁判官が合議体にいらないとき、アフアーマティヴ・アクションのプログラムを肯定的に民主党系裁判官は判断するという著しい傾向を示している。

同じパターンは、性差別の事案に見られ得る。

セクシャルハラスメントは、性差別の重要な部分であるが、同様のパターンを示す。興味深いことに、セクシャルハラスメントの場合、男女の判断の間に重大な違いは存在しなかった。

弱体化および増強化の同じ基本的パターンは、企業の取締役の犯罪を会社の不正として責任を負わせる事案に見ることができる。また同様の結果は、政府機関によって行なわれた環境規制を企業が訴えている事案からも生じる。

(3) 警鐘者として反対する裁判官

別の研究は、裁判所が法に従うことを保障する場合における潜在的反対者、即ち警鐘を鳴らす者の重要性を示している。この研究は、他の政党の裁判官によって抑制されていない合議体が、連邦最高裁判所によって宣言されたものとしての法から乖離する可能性があるという深刻なリスクを示している。

最も重要な発見は、二つ以上の政党の長によって指名された裁判官たちからなる政治的に多様な合議体と、一つだけの政党の長によって指名された裁判官たちによる合議体との間で劇的な違いがあることである。

(4) なぜ増強化? なぜ弱体化?

私が概略を示した結果を理解し、かつこれら司法的合議体で起きていることを理解するためには、社会的影響の一般的役割を考える必要がある。

増強化 イデオロギー的増強化の現象から始めよう。ここでの基本的な指摘は、全員が共和党系の裁判官の合議体および全員が

民主党系の裁判官の合議体から、より極端なパターンが生じることである。これは何故か。

集団の分極化は、明らかな役割を演じる。もし同じ様な考えの人々が、他の者の性質を増強化するなら、統一された合議体が非常な極端さを示すことは、十分に理解可能である。

集団の分極化の考えを用いるなら、我々は、裁判所内での議論の深み (pool) が、合議体が統一されているか統一されていないかに非常に大きく依存することを、容易に理解し得る。

反対意見は、連邦最高裁判所の注意をひき、かつ覆す様に導くだろう。(すなわち) 反対者は、ある種の警鐘を鳴らす者として行為するだろう。

我々は強い警鐘者効果と弱い警鐘者効果とを区別し得る。法がある見解を明確に支持するとき、および孤立した裁判官が合議を行なう二人の同僚に納得させ得るときに、強い警鐘者効果は存在する。法がある見解を明確には指示してはいないが、真つ当な見解が注意を引いたときには、弱い警鐘者効果が存在するだろう。統一されない合議体よりも統一された合議体においてイデオロギーの結果が非常に大きく増強化されるという事実を説明するのに、この種の弱い警鐘者効果が役立つものと私は確信する。

幾つかの重要な領域において、少なくとも、三人の同じ考えを持つ裁判官の合議体は、実際、二人の同じ考えによる合議体と異なる振る舞いをする。

弱体化 しかしこれらの観点は、何故イデオロギー的縮減が生じるのかを適切に説明するものではない。

三つの要素が機能することを示しておきたい。第一に、たとえある一人の同僚が他の政党の大統領によって指名されたとしても、その一人の同僚の判断が情報を伝達する。もしあなたが正しくありたいなら、あなたは、孤独な反対者であるよりも寧ろ他の者に従う傾向をもつだろう。第二に、反対は、やっかいな負担であり、かつ何かを生み出すための時間の浪費であろう。第三に、裁判官が多く歳の月の間、一緒に働かなければならないという事実があるという特有の問題である。イデオロギー的弱体化に関して我々が考察していることは、同僚の一致であり、それは、裁判官が説得させられるか否かに関わらず、裁判官が公然と自分たちの

同僚の見解を受け入れることである。

注目すべき事柄は、イデオロギー的に対立する領域においてできえ、法における専門化が、強力な一致効果に服することである。

(5) 二つの例外と反論

興味深い二つの反証、すなわち妊娠中絶および死刑がある。ここではイデオロギー的増強化又はイデオロギー的弱体化の両者とも、ほとんどないか全くないのである。

何がこれらの結果を説明するのか。我々は、これらの領域において、司法的信念が非常に強いと仮定できよう。まさに裁判官が、強調される事柄を非常に配慮するために、裁判官は、同調しようとしなない。

この点について疑い深い人は、裁判官の面前で法律家が対審の口頭弁論を行なうことに注目するだろう。裁判官の疑うべくもない傾向は、弁護士への貢献によって形成される。しかし分極化が生じるためには、裁判官が互いに理由を述べるために長い時間を費やすか否かを知る必要はない。単に結論を明らかにすれば十分なのである。勿論、理由づけは、もしそれらが良いものなら、それらの判断に特別の説得力を生じさせ得るだろうが。

(6) 何がなされるべきなのか？

合衆国において、異なる政党の大統領によって指名された裁判官の間で原理的相異はないものだと、多くの人々は思っている。この見解は根本的に誤りであり、間違っている。

政治的に異なる裁判官、および潜在的な反対者である警鐘者の存在は、法遵守の機会を増加させる。決定が、異なる偏向を持つ裁判官によって支持されるなら、一層正しいものになり易く、かつ侮蔑的意味での政治的なものにはなり難いだろう。

民主党又は共和党の大統領によって指名された者が正しいかどうか、予め明らかでない想定しよう。もしそうなら、我々は、

双方の者のいる法的システムを望むべきである。確信できない事柄に直面した際、賢明な人々は極端 (poles) の間を選ぶ。全員が共和党系の裁判官の合議体は、多くの領域において全員が民主党系の裁判官の合議体と異なる決定を行ないがちであることを見てきた。不公正さは、避け得ない結果なのである。

(7) 類 推

法は、行政機関の構成員の単純過半数だけが、単一の政党出身者であることを要求する。

集団の影響を理解することは、この要求を説明することを助ける。

しかしこれは謎を生む。何故、我々は裁判所に同様の安全装置を生み損なうのか。答えの一端は裁判官が政策形成者でないという広い信念にあるにちがいない。しかしまさにその信念は神話である。裁判官は重要な政策形成者である。可能な範囲で、首席裁判官は、全ての合議体が一般に異なる政党出身の裁判官をもち、かつほとんどの合議体がすべて共和党系の裁判官であったり又はすべて民主党系の裁判官であったりしないように保障するように努めるべきである。

勿論、必要なのは、合理的な多様性、即ち合理的見解の多様性であって、多様性それ自体ではない。

(8) 上院の役割

社会的影響の了解は、上院が見解の合理的多様性を確保するために憲法的権威を行使する責任を持つということの理解につながる。

何故この見解が拒否されることが起こりうるのだろうか。幾人かの人々は、法的解釈への一つの正当な (legitimate) アプローチのみがあると考える。

しかし、法的解釈には様々な合理的アプローチが存在し、かつ共和党又は民主党に任命された (いずれかの) 者が正しいアプ

ローチを独占するものではないと考える。

(9) 憲法および世論

連邦最高裁判所は、アメリカの統治機構においてしばしば「反多数派の権力」として描かれている。

(しかしながら) 実際、連邦最高裁判所のもっとも賞賛された判決の多くは、たとえそれらが立法を無効にするものであったとしても、現代の政治的多数派の見解を反映していた。

一般に連邦最高裁判所が時折おこなう、憲法的権利の拡張や新しい権利の承認は、社会的コンセンサスに合わせようとするものであった。同じことは、連邦最高裁判所が時折行なう、憲法的権利の縮減や古くからの権利の拒否についても当てはまる。

連邦最高裁判所が憲法解釈を変更することを大統領の指名権の産物として理解することは魅力的であり、そして意義のないことではない。しかし連邦最高裁判所は、時を経れば明らかに公衆の意見の変化によって影響されもする。裁判官は、多数派を喜ばすために憲法を解釈するのではない。しかし裁判官は、社会の中で暮らしているのである。

裁判官は、選挙結果に常に従うわけではなく、かつ全ての事例において公衆の意見は、裁判所にしばしば操作の余地を認める。しかし憲法 (constitutional law) が変化するとき、それは普通、新しい社会的理解の影響のためである。この意味において、裁判官もまた、同調主義者だということができよう。

(小林 直二)

第九章 高等教育におけるアフアーマティヴ・アクション

大学はアフアーマティヴ・アクションを行なうべきなのか。

私は、この章において、アフアーマティヴ・アクションの政策に関する何らかの特定の見解を手がけようとはしない。私の目的

は、もっと非常に狭いものである。つまり、それらの政策の憲法的妥当性についての現在の議論に対する同調および異議の理解に
関係付けるものである。

無数の教育制度は、多様性の目的を追求する。大学は、抽象的に多様性を追求するわけではない。我々の制度は、多様性にコミットするが、しかし、ある程度の、かつある種のものに限られる。

求められるものは、背景 (background) および見解に関する合理的多様性——教育を改善するだろう合理的多様性の類である。その種のプロジェクトによって、我々は、疑いなく同調、異議および多様性の間に関係性に関して多くの事柄を学び得るだろう。

私は、具体的な疑問に焦点をあてるつもりであり、それは現代憲法における一つの中心的疑問である。つまり、人種を意識した (race-conscious) アファーマティヴ・アクションの計画を通じて多様性にコミットしようとする教育制度は、憲法的正当性を有するの
か否かである。私の結論は、もし人種的多様性が教育事業を促進すると合理的に言い得るなら、そして言い得るとき、これは
正当というものである。

(1) 多様性とパウエル連邦最高裁判所裁判官

大学は、多くの理由のために人種的多様性にコミットする。(例えば) 様々な類の学生をもつ学校は、一層、良い教授陣と良い
学生を惹き付ける可能性が高いという、市場の単純な圧力も加わる。また、大学は、多様性についても一つの正当化を受け容れ
る。その考えは、もし学校が多く異なる類の人々で構成されているならば、その教育は、とても良いものとなる可能性が高いと
いうものである。アファーマティヴ・アクションの文脈において、この正当化は、バック (Bakke) 事件におけるパウエルの重要
な意見 (decisive opinion) で賛成されたものであり、その事件は、長きにわたって高等教育のアファーマティヴ・アクションを
支配する基本的原則 (rules) を述べたものである。

パウエルは、アファーマティヴ・アクションの全面的賛成と全面的反対との間の中間的根拠を見つけようと試みた。パウエルの

見解は、医学部への入学志願者の選考過程における一つの「要素」として人種を用いる決定を正当化し得た。ここで、パウエルの理由付けを検討してみよう。

パウエルは、学生集団が多様であることが、高等教育にとって憲法的に受け容れられる目的であると主張した。彼の理由付けの中心は、言論の自由そのものと関連する利益である「見解の率直な交換」を確実にすることを大学が認められなければならない、というものである。パウエルは、医師が多様・異質な人々に尽すことを強調し、かつ卒業認定が、正規の教育の後になされるであろう貢献を配慮しうるものであることを明らかにした。

従って、カレッジおよび大学は、「明示された思いやり、不利益を克服しようとする経歴、貧しい人々と意思疎通しうる能力、その他の重要な資質」などを含む要素を考慮することによって、「教育における良性の多元性 (beneficial educational pluralism)」を促進することができる。

(2) 現在の議論

パウエルの結論の原理的基礎に注目してみよう。教室で「考えの率直な交換」を保障することの価値と、その交換を保障するために人種的多様性を促進することの正当性についてである。

今日、連邦最高裁判所は、アファーマティヴ・アクションのプログラムが、人種的差別を具現化するその他の全ての計画と同様に、裁判所による「厳格審査」に服するべきとの見解を明らかにしている。連邦最高裁判所は、過去の「社会的差別」、それはその国の過去における一般的な差別を意味するのだが、それを白人に対する差別の正当な基礎となるものとは考えない。連邦最高裁判所は、もしそれらが、立証された過去の差別を、積極的に活動する機関によって矯正しようと個別に計画するものであるのなら、狭義の救済的アファーマティヴ・アクション計画は許容されるとも述べてきた。

未だはつきりしないことは、過去の差別の救済に関係のない将来志向の正当化に言及することによって、アファーマティヴ・ア

クシオンを公的制度として正当化することを許されるのか、許されるにしても、それはどのようなときか、である。例えば、州は警察官を雇う際におこなうアフアーマティヴ・アクションを擁護しようと試みるかもしれない——それは、特に多様な人種に属する人々を含むコミュニティにおいてである。おそらく、人種的に多様な警察力、所謂ロサンゼルスでのようなものは遥かに信頼される可能性があるだろうし、従って、一般市民からも協力を受ける可能性は高いだろう。パウエルは、高等教育に関して同様の主張を述べていた。

(3) 集団の影響を考慮に入れるパウエル連邦最高裁判所裁判官を擁護する

もしパウエルが正しいとすれば、アフアーマティヴ・アクションのプログラムは同様に正当化され得よう。ここでの簡明な考えは、多様な人々が、考えおよび観点の幅を拡げ易いだろうし、かつ社会的影響に関連する同調、カスケードおよび分極化の危険を減少し易いだろうというものである。

人種の多様性は、価値ある情報と観点とを運び込んでくる。これらの多様性は、集団の、世界に対する見方を変え得るだろう。反応と議論を理解することによって、討議は、情報を得、かつ改善されることに、疑問の余地はない。実際、人種の多様性の利益の一つは、あらゆる人種出身の学生が、人種の集団それ自体の中で不一致があることを理解できることである。

(4) 人種の中立性?

司法省は、高校卒業のクラスの上位一〇%の生徒に学部プログラムへの許可を保障する人種中立的な政策を強調する。彼らの肌の色だけのために人々に利益を与える代わりに、カレッジおよび大学はこの種の政策を用いるべきではないのか。

この見解には訴えるものがある。しかし、それは三つの中心の問題をもつ。第一に、人種中立的方法は、それ自体ある種の不公正でかつ恣意性のあるものである。

第二に、人種中立的方法は、しばしば人種の多様性を促進するという目的を達成し損なうだろう。

第三の問題は、いくぶん技術的なのだが、しかしおそらくもつとも深刻なものである。少なくとも、人種を意識した政策も違憲であるならば、上位一〇%政策、又は人種の多様性を促進しようとする特に企図するその他の政策は、それ自体違憲とすべきである。

ブッシュ政権の議論が究極的に矛盾するものであると、私は結論付ける。矛盾するが、しかし理解可能ではある。彼らは、人種の明白な使用が不快であり、かつ不和を生み、そして、もし他の方法がその問題を解決する大きな期待を与えるのなら、それは避けられるべきであると信じている。政策の問題としてなら、私はこの基本的主張に強く同意する。しかし、合衆国憲法は、無数の教育制度は真つ当な学習のために合理的な見解として不可欠の類の多様性を保障するもつとも直接的な方法の選択を禁止しているのだと、連邦最高裁判所が解釈すべきかどうかの問題なのである。もし、社会的影響が如何に機能するのかを我々が理解するのなら、人種を意識した入学認定プログラムが完全に合法であるという結論に傾くだろう。

(5) 人種的に混在すること、および人種的に固定観念で見ること

勿論、このことは、人種的に混在することが常に討議を改善すると主張するものではない。それは沈黙を導くかもしれない。

人種の多様性の一つの利益は、それが人種の集団内の合理的反対の存在を明らかにする傾向があることだと、強調してきた。これらの点から、批判者は、もし教育的問題が存在するなら、それは集団内の全てが白人だからではなく、学生がある事柄に関して一連の統一された見方から(学び)始めるために生じるのだと応答するかもしれない。

その疑問は適切なものである。多様性の価値は、事実を学ぶことのみあるのではない。その多くは、ある見方、それらに惹き付けられる情動を含むのだが、それらを理解することから、そしてそれらの見方をもつ人々の現実の身体的存在から生じるものであり、かつその多くは容易には捨て去ることが出来ないものなのである。

広い範囲のものの見方は、教育企図にとって決定的なものであり、その目的は、正当でありかつ「やむにやまれぬもの」である。

しかし——憲法の中心的争点に戻るなら——アファーマティヴ・アクションのプログラムは、その目的を促進する「もっとも制限的でない方法」なのであろうか。積極的アファーマティヴ・アクションのプログラムを想像することは容易であり、それらは厳格な割当制を伴い、多様性を供給するためのもっとも制限的でない方法を提供するものではない。しかし慎重な入学許可政策を想像することも容易であり、それらは多くの要素の中の一つの要素として人種を用いているので「もっとも制限的でない方法」のテストを実際に満たすものである。この種の狭いプログラムは、受け容れられるべきである。

合衆国憲法の歴史および基本的原理は、たとえアファーマティヴ・アクションが政策の問題としてしばしばやかであるにしても、法の問題としては許容されるのだということを示してきた。

上述してきたところであるが、連邦最高裁判所の判決が認めている以上に、大学に大きな裁量を認めることが合衆国憲法の適切な理解であろう。

(6) 人種を超えて

同調、カスケード、そして分極化の理解は、教育の実施にとっては一層一般的な含意をもつ。同調、カスケード、そして分極化に関する同様の事柄は、人種的多様性だけでなく経済的背景の事柄における多様性を保障することの重要性をも同様に示している。もしその事柄が住宅政策又は福祉の改善であるなら、貧しい人々を助けることを目的とするプログラムを現実に経験した学生を構成員とすることは、有意義で、欠くことのできないものでさえあり得る。

もし我々が同調、カスケード、そして集団の分極化に関心をもつならば、入学認定および実際の教育実施一般に関して多くの事柄を再考せざるを得なくなるであろう。

(小林 直二)

終章 なぜ反対意見なのか

ジョン・スチュアート・ミルは、一九世紀に著した『自由論』の中で、「多数者の専制」は法の中にばかりではなく社会的圧力の中にも見出されうると述べていた。「他の専制と同じように、多数者の専制はまず最初は、そして今もなお、主として公の機関の行為を通じて作用する、恐ろしいものと一般に考えられてきた。しかし、思慮深い人々は、社会それ自体が専制的——社会を構成する個人に対してその社会全体が専制的——であるときには、専制化の意味が、その政治的職員の持つ権力によってなされる諸行為にかざられるものではないということを理解していた。社会は、みずからの命令 (mandate) を執行できるし、現実に執行している。……それゆえ、為政者の専制からの保護だけでは、充分でない。行為準則として社会の理念や慣行を、法律による処罰以外の方法でそれらの反対者に課するという社会的傾向からの保護も必要なのである。」

ミルの見解では、社会は、世間的な権威の助けを全く借りることなく、『みずからの命令』を実施し得る。ミルは、我々に今日でもかく語るのだろうか。ミルの言説は、——一定の宗教的保守主義が重苦しい圧力となっていた一九世紀イギリスで、過度に同調圧力が課されていた時代という、彼の時代の特殊性と状況の副産物だとしてしばしば考えられてきた。しかし、同調圧力の問題は、(今日では) もっと一般的である。実際、同調圧力は、人間の辛抱強い特徴に根ざしている。本書での私の主たる目的は、その特徴を理解することであり、そのことに關して何をなしうるかを考えることであつた。この目的のために、私は、三つの社会現象、すなわち、同調、カスケード、そして集団分極化についての一体的扱いを試みてきたのである。これらの全ては、第一に、他人の行為や言明に含まれる情報によって生み出され、第二に、それらの行為や言明に課される社会的強制によって生み出される。

集団が過激に走るとき、その理由はしばしば人々が相互に信頼し、影響を受けることにある。このことは、反目しあっている家族、宗教組織、スポーツファン、そして投資クラブ、革命家やテロリスト、……ギャング、そしてカルト、政党、議会、裁判所、規制機関、さらには国家にさえもあてはまる。集団分極化が関係しているとき、人々は、全員がすでに持っている情報を論議する

傾向があり、一人だけあるいは僅かの集団構成員が持っている情報を共有しようとはしない。このことは重大な損失である。集団が極端に走った場合、その集団は、人々が予め有していた傾向が強くなり、内部の論議の結果として増幅されたというだけの理由ではなく、しかるべき理由でそうするのである。

もちろん、同調は、しばしばとても道理にかなっている。我々が多くの独自情報を持っていないならば、他の人々がなすように振舞うことが最善の行為にちがいない。同調の問題性は、社会が必要とする情報を社会から奪ってしまうことにある。私は、社会的カスケードの同じような問題性を強調してきた。社会的カスケードのもとでは、人々は他人に追従し、人々が現実には知っていることを開示しないのである。カスケードの結果、個人も集団も不適切な失敗をおかす。重大な不正が存在するとき、他の人々が考えていることについての間違った印象を多くの人々が抱いただけの理由で、その不正は存続する。かれらは、他の人々が正しいに違いないと考え、あるいはただ社会的非難を避けようとして、みずからは沈黙する。人々が発言しようとするだけで失敗や不正は避けようということは、悲しいことである。独裁者や専制者は、多かれ少なかれ、通常は裸の王様である。

全般的な教訓は明らかである。組織や国家は、それらが反対意見を受入れ、公開性を促進するならば発展する可能性が非常に大きいと思われる。よく機能する社会は、広範な見解から利益を得ている。すなわち、その社会の市民は、決して門によって閉ざされたコミュニティあるいは他人の言葉が響くだけの部屋に住んでいるわけではない。合衆国の法外な経済的成功は、全てが開かれた情報文化に負っている。実際、経済市場それ自体は、刷新しようとする（刷新そのものが反対の一形態なのであるが）人々の成功を保証する、公開性という規範を具体化したものである。自由な言論と公然たる反対は、自由市場の兄弟である。平時においても戦時においても、合衆国がうまくいっている最大の原因は、表現の自由の原則にある。しかし、他の制度と同じく民主主義は、社会的圧力が反対者の重荷となるというだけの理由で、ミルが非難した多数者の専制をしばしば作り出す。

我々は、社会的影響の理解が法の表現機能に注目させることをみてきた。法が述べているということだけによって、法はしばしば人間行動に影響を与える。公共空間での禁煙やセクハラ禁止は、この適例であろう。法の影響力は、何を行なうのが正しいのか

かに関してシグナルを与え、また、他の人々が何を行なうのが正しいと考えているのかに関する情報を提供することにある。人々は、他人の反応に関心があるので、法の表現機能は違反が明らかに目に見えるようになった場合には最高度にたつする。社会的影響を了解しつつ、我々は、法が述べているという理由だけで有効であるように思えるとき、——さらには法に多くの強制活動が伴わないならば有効ではないと思えるときも、予想して考えることができる。我々は、民主主義ではなく、独裁がなぜ警察を必要とし、なぜ恐怖政治に依拠しなければならぬのかをも理解しうる。

アメリカ憲法上の権利と諸制度の多くは、同調、カスケード、そして集団分極化から生ずる有害な結論の危険を減少させる。言論の自由は、その最も明白な例であり、悪いカスケードと正当化できない過激主義とをチェックしている。最低限でも、自由な表現制度は、政府がいかなる見解をも抑制することを禁じている。我々は、人々が一定の立場を暴露され、自分のやりくりで狭いコミュニティを選択せざるを得ないことのないよう保証することの重要性をも理解してきた。何人にも開かれた公共空間を作り出すことによって、自由な言論の制度は、その積極的な側面を示す。よく機能する民主主義においては、表現の自由の権利は、確かに反対者を保護するが、しかし、それを聴く人々が反対者に敬意をもって聞こうとしないなら、表現の自由が想定したことは実現しない。

権利と義務はさておき、憲法上の制度の多くは、重要な情報と見解の選択肢が世論の風通しを受ける可能性を増大させる。アメリカの制憲者たちの最も顕著な貢献は、『熟議を促進する』ための手段として『異なった諸政党 (jarring of parties)』を考えて、政府の異種混交へコミットしたことにある。同調の有害な効果のゆえに、この複数化は公的、私的な諸制度にとって望ましいものである。二院制は、その最も明白な例である。かかる制度において、法は、異なった文化を持つ二つの組織によって作成され、かくして正当化されない見解への表面にはでないチェックがなされる。

我々が社会的影響の役割を理解する場合、連邦司法に高度の多様性を確保することがなぜ重要なのかも納得するだろう。もちろん、共和党大統領に任命された裁判官たちは、全体としては民主党大統領に任命された裁判官たちとは異なっている。裁判官の

いかなる合議においても、一人の裁判官が他の二人の裁判官とは異なる政党系であるときには、潜在的警鐘者を有していることになるという価値をも我々は理解すべきである。アメリカの裁判官たちは、おそらく無法な人たちではない。しかし、同じ考えを持っている他の集団と同じように、同じ考えを持っている裁判官単位は、正当化されない極端に走る傾向がある。裁判所が潜在的反対者を含むなら、よりよい裁判を行なうだろう。ほとんどの組織に当てはまることは、裁判所にも当てはまる。

社会的影響を了解することは、大学がなぜ多くの領域で異種混交を確保しようと試みるべきかを明らかにする。あらゆる人が他の全員に賛成するような教室では、真の学習ができる可能性はない。まっとうな議会と同様に、まっとうな教育は何らかの『政党軋轢』に依拠する。幾つかの状況設定において、人種的多様性は、経験とものの見方の範囲を広げるといふことだけで論議を改善するだろう。同調と分極化の危険性を理解することは、なぜ高等教育組織が各種の多様性を促進すべきかを説明するのに役に立つ。これらの主張には一つの大きなテーマがある。同調者は一般的な利益に仕え、反対者は反社会的で利己的でさえある、という考えが普通なのである。ある意味ではこのことは正しい。時として同調者は社会的紐帯を強化し、一方、反対者はその紐帯を危険ならしめ、少なくとももある種の緊張を生み出す。しかし、一つの重要な点で、普通の考え方は積極性に欠ける面を持っている。多くの場合、世論に従うことは個人的な利害からであるが、しかし、個人は、社会的な利害から最善と考えることを発言し行なう。よく機能する社会は、同調を避け、反対意見を促進する措置をとる。その社会は、その措置を反対者の権利を保護するためにもとるのではあるが、たいていはその社会自身のために行なうのである。

(孝忠 延夫)